

現場からの報告

鳴門教育大学の生活

木村 將 弘

今年の四月より、鳴門教育大学の生活がスタートした。現場を離れて、二年の期間であるが、この機会を得られたことに感謝し、充分実りあるものにして帰りたいと思っている。しかしだからといって、学校現場に帰って、すぐさま役に立つことを今現在しているかという点、そうでもない。国語教育の歴史的考察を、研究テーマにして取り組んでいる。そこから何かを見つけだすという点は、回りくどくて役に立たないように見えるかも知れない。現場におけるさまざまな問題は、その様な悠長なことを許さないかも知れない。しかし逆に、現場では考えられなかったことを、ゆっくり時間をかけて、他県のそして他校種の方とじっくりつきあいながら考えてみられることに意義を感じている。

自分が所属しているのは言語系の国語コースである。同じコースには、一学年は十八名出身は沖縄から北海道までバラエティーに富んでいるが、やはり徳島県周辺の方が多いように思う。自分にとっては、神奈川県を他県と比較できる意味でありがたい。

この大学は早稲田とはずいぶん雰囲気が違う。立て看板はないし、学生の数も少ない。何かにつけて不便を感じることもある。しかし環境はすばらしい。私のように家族と共にこちらに来て、子供を育てながら学生生活を送るものにとっては申し分ない環境である。しかし、学部生の方達にとってはどうなのかなと、余計なことを考えてしまう。自分の学生時代を振り返ると、大して我慢できることはないが、学生時代にしか味わえない、また考えることのできない事柄があつて、そのことが今貴重な体験となつて生きていけるように思う。だから時々、酔つた学部生らしき人達の声が聞こえても不快になるよりもかえつてほっとする。しかし何となく大学全体に活気がないように感じるのは、今の若い人がそうなのか、この大学がそうなのか、それとも自分がそう思っているだけなのかよくわからないが、とにかく気になっている。なぜなら、現場では、精神的にも肉体的にもタフでないとやっていけないところの方が多いように思うからである。そうは言つても、国立の教員養成系の大学である。あまり破天荒な学生には居心地が良くないのかもしれない。

この大学は、学生一人当たりに対する教員の数が多い。そのためか、先生方も、院生、学部生どちらに対しても、気軽に接して下さる。しかしそれでも、端から見ていると忙しすぎるように思える。マスコミの報道を見ると大学の先生は、楽をしているよふな書き方だが、全体をとらえたものではないように思える。だから任期制の導入には反対、という論理には成らないと思うが、もう少し雑務からは解放された方が研究に打ち込めるだろ

うにと思うが、現実には厳しいようである。ただ大学のありかたを
通して、今の教育全体の問題を考えようとすると、ここに来て初
めて気づいたことの多さに我ながら驚いている。

ほんだな

大平浩哉編 早稲田教育叢書2 『国語教育史に学ぶ』

明治期話しことば教育の展開

遠藤熊吉の国語教育理論に関する考察

国語教育史における音声言語指導

教材・朱子の「少年老い易く学成り難し」詩の誕生

金田一京助の「心の小径」をめぐる

―戦後中学校教科書における扱いの変遷―

大正期の漢文教育廃止論

(一九九七年五月 学文社刊 千七百円)

高野 光男

小原 俊

大平 浩哉

柳瀬喜代志

野村 敏夫

石毛 慎一

早稲田大学国語教育学会会則

(昭和六十三年六月改正)

第一条 本会は、早稲田大学国語教育学会と称する。

第二条 本会の事務局は、早稲田大学教育学部内におく。

第三条 本会は国語教育に関する研究、会員相互の親睦、並びに後進の育成をはかることを目的とする。

第四条 本会は、前項の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

一、大会・例会・研究会・講演会などの開催。

二、研究授業および授業参観。

三、機関誌の発行。

四、その他。

第五条 本会は、国語教育に関心を有する早稲田大学の教員(旧教員を含む)、校友・学生およびそれの紹介による人々をもつて

会員とする。

第六条 本会に、つぎの役員をおく。

代表委員(一名)

委員(若干名)

監事(二名)

第七条 本会に顧問をおくことができる。

第八条 役員は、総会において会員のなかから選出する。

第九条 役員は、任期は二年とする。但し、重任を防げない。

第十条 本会は、会務および事業を推進するために、事務局・編集委員会等をおく。

第十一条 会員は所定の会費(年額二千円)を納めなければならない

い。但し、学生会員は半額とする。

第十二条 本会は、会費・寄付金・その他によって運営する。

第十三条 本会は、年一回総会を開く。但し必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日からはじまり、翌年三月

三十一日をもって終る。

第十五条 この会則は、総会の議決によって変更することができる。